

特定用途制限地域における用途制限見直しについての説明会に関する質問・意見への回答

番号	ご質問・ご意見	回答
1	そもそも特定用途制限地域の制限をかけられた経緯は。	平成28年の都市計画区域の再編に伴い指定された、建築制限のかからない長浜北部都市計画区域(非線引き都市計画区域)での乱開発を防ぎつつ、良好な住環境を保つために特定用途制限地域の制限をかけたものです。
2	なぜ今になって制限を緩和するのか、もっと早く制限を緩和すべきではなかったか。	コロナ禍が明け、全国的な産業立地ニーズの高まりと、地域からの制限緩和の声が高まっていることを受け、商工部門とも協議をしながら制限緩和の判断をさせていただきました。
3	現状では農振農用地が多く、建築しようとしてもできない。農地転用などは市の施策が必要であり、他部局との施策協議が必要。市全体で考えることが大切だと思うので、連携してやってほしい。	ご指摘の通り、どういうまちづくりをしていくか、政策部門と連携して計画を作り、それに沿うような形で農政部門とも連携していくことが大切だと考えております。優良農地の保全という観点も踏まえつつ、今後のまちづくりについて、関係部局と連携を密にして取り組んでまいります。
4	大企業に対する企業誘致の際にはプラスになるかもしれないが、中小企業に当てはまってくるのか。その効果について今後注視していく必要があると思う。今後の展開も含めて考えてほしい。	商工部門と連携しながら今後の動向を注視し、分析することで、その次の施策につなげていけるように取り組んでまいります。
5	長浜市の特定用途制限地域というのは条例で決められているのか。	条例で決められているものになります。
6	田園居住地区には映画館は建てられないのか。	田園居住地区で映画館を建てることはできません。映画館は幹線道路沿道指定地区 A 型で建築が可能です。